



次世代へ継ぐ豊かな食と農環境

みどりの食料システム法に基づく計画認定 Q&A

～はじめに～

山形県では令和5年2月から「みどりの食料システム法に基づく

実施計画の認定※」を開始しました。認定のメリットや手続き方法をまとめましたので、ご確認下さい。

※正式名称：山形県環境負荷低減事業活動実施計画認定

Q1

どのような農業者が対象ですか？

この計画認定は、環境負荷低減事業活動（化学肥料・化学農薬の使用削減や温室効果ガスの排出量の削減等）を推進する制度です。環境負荷低減事業活動に取り組む場合は優遇措置がありますので、ご検討下さい。



Q2

計画認定を受けることでどのようなメリットがありますか？

- ①国が認定した機器（化学肥料・化学農薬の使用削減につながるもの）を購入する際に、融資と税の優遇措置が受けられます。
それぞれの優遇措置は次のとおりです。

融資の優遇措置	無利子融資や償還期間の延長措置があります。
税の優遇措置	100万円以上の場合、導入初年目に償却額を上乗せできます。

- ②一部の補助事業では採択の際にポイントが加点されます。

約700万円の機会を整備した際の特別償却(32%)
償却額 = (取得金額 ÷ 耐用年数) + (特別償却 × 32%)
特別償却に係る部分



Q3

認定をPRしたいです。共通のロゴマークなどはありますか？

共通のロゴマークはありません。この認定は取組内容が多岐にわたりますので、共通のロゴマークで消費者に取組を理解して頂くのは難しいと考えています。
認定にあたり取り組んでいる個別の活動そのものをPRして頂ければと思います。



みどりの食料システム法に基づく計画認定 Q&A

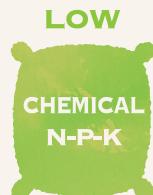
Q4

環境負荷低減事業活動にはどのようなものがありますか？

農業者が対象となる環境負荷低減事業活動は以下のとおりです。

① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組みを一体的に行う事業活動

- ①有機農業（有機農業の推進に関する法律に規定する有機農業）の取組み
- ②特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく生産方式による取組み
- ③GAPの取組み（土づくりや化学肥料・化学農薬の使用削減を一体的に行っていけることが確認できるものに限る。）
- ④その他、有機質資材の施用による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用削減を一体的に行う生産方式として県が認定した取組み（エコファーマー相当）



② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

- ①水稻栽培におけるメタン発生抑制を目的とした、水管理技術の導入（水稻生育への影響を検証したものに限る。）、秋耕及び稻わら腐熟促進資材の施用
- ②高効率な熱利用設備の導入など、施設園芸における化石燃料の使用量を削減する事業活動



③ その他の環境負荷の低減を図る事業活動

- ①土壤を使用せず、化学肥料・化学農薬の使用を削減する栽培技術を用いて行われる生産方式による取組み
- ②家畜の糞尿等により流出する窒素・リン等の環境への負荷の原因となる物質を削減する技術を用いて行われる生産方式による取組み
- ③バイオ炭など、土壤への炭素の貯留に資する土壤改良資材を農地へ施用して行う生産方式による取組み
- ④プラスチック資材の排出又は流出の抑制に資する生産方式による取組み
- ⑤化学肥料・農薬の使用削減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を組み合わせて用いる農業技術を活用する生産方式による取組み

Q5

申請や相談はどこでできますか？

最寄の農業技術普及課で申請、相談が可能です。申請から認定までのイメージ

